

令和3年9月12日

少年団指導者 各位

兵庫県柔道連盟
コンプライアンス委員会

緊急事態宣言下における「少年柔道教室等」の
活動自粛期間の延長について

皆さんご承知のとおり、兵庫県におきましては、既に8月20日（金）～9月12日（日）まで、「緊急事態宣言」が発出されていましたが、コロナ感染者は若干の減少傾向にあるものの、依然として高い感染レベルにあることから、去る9月9日に「緊急事態宣言」期間を「9月13日（月）～9月30日（木）まで延長する。」ことが決議されました。

また、これに伴い兵庫県教育委員会においても、「県立学校での部活動を緊急事態宣言期間中は、原則中止する。」としており、部活動中止期間を延長する旨、発出されています。

つきましては、兵庫県柔道連盟に登録している少年柔道教室等の活動（練習・対外試合等）についても、兵庫県教育委員会の部活動中止に準じ、「9月13日（月）～9月30日（木）までの間、引き続き活動自粛。」をお願い申し上げます。

以上